

新商品・新サービスの開発費を補助します

# 加賀市新商品開発助成事業

市内の中小企業者等が行う新商品・新サービスの開発や既存商品等の改良、販路開拓に必要な費用の一部を助成します。

## 【補助対象事業】

次のいずれかに該当する新商品開発事業です。

- (1) 従来品と比較して地域性又は独創性に富む商品・技術・サービスの開発
- (2) 新市場を開拓するための商品・技術・サービスの開発
- (3) 既に製品化された新商品（販売を始めて3年以内）の事業化行動

## 【募集区分】

- (1) 加工食品
- (2) 伝統的工芸品（九谷焼、山中漆器）
- (3) 一般製品等（加工食品、伝統的工芸品以外の商品・サービス）

## 【補助対象者】

常用雇用従業員がおおむね50人未満の市内に事業所のある中小企業者等で、市税等の滞納が無いもの

## 【補助対象経費】

- ① 試作品開発費・試験研究費  
原材料費、機械装置費、工具費、外注加工費、デザイン費、コンサルティング費、知的財産導入費等
- ② 販売促進費  
広告費、展示会出展費、Webサイト制作費等

## 【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とします（ただし、②販売促進費の限度額は10万円とします）。

【応募受付期間】 令和8年5月1日（金）～6月30日（火）

## 【注意点】

- ・ 採択者は、有識者等で構成される審査会で書類及び面接審査の上、選考します。創業5年以内の場合は審査において加点します。採択件数は概ね3件程度を予定しております。
- ・ 採択後、補助金交付決定日（令和8年8月予定）以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。補助金交付決定日以前のもは対象となりません。
- ・ 令和9年3月31日までに事業を完了することが条件です。

\* 問い合わせ・申請書類提出先

加賀市商工課 TEL 72-7940 / E-mail shoukou@city.kaga.lg.jp